



きずな通信

橋口社会保険労務士事務所・労働保険事務組合きずな 2023.9月 No.221
(takekazu.hashiguchi@iaa.itkeeper.ne.jp)

社会保険加入の事業所様へ

社会保険の算定基礎届の決定通知書が順次届いています。社会保険料の算定で等級が変更になる方もいらっしゃいます。保険料のお知らせを随時発送しておりますので、ご確認を宜しくお願い致します。9月分の保険料より変更になりますので、10月に支給される給与より変更をお願い致します。



労働保険事務組合きずなの事業所

いつも事務組合きずなにご協力いただきありがとうございます。労働保険料第2期分の納付期限は **10月31日** となっております。今月中に納付書を送付させていただきますので、納付のほどよろしくお願い致します。



最低賃金が改正されます。

宮崎県の令和5年度の最低賃金が昨年度比44円引上げの「時間額897円」となります。なお、発行日は10月6日の予定です。

支払われている賃金が最低賃金以上となっているかどうか調べるには、最低賃金の対象となる賃金額と適用される最低賃金額を以下の方法で比較します。

- (1) 時間給制の場合 → $\text{時間給} \geq \text{最低賃金額(時間額)}$
- (2) 日給制の場合 → $\text{日給} \div \text{1日の所定労働時間} \geq \text{最低賃金額(時間額)}$
- (3) 月給制の場合 → $\text{月給} \div \text{1箇月平均所定労働時間} \geq \text{最低賃金額(時間額)}$

【最低賃金の対象とならない賃金】

- (1) 臨時に支払われる賃金(結婚手当など)
- (2) 1箇月を超える期間ごとに支払われる賃金(賞与など)
- (3) 所定労働時間を超える時間の労働に対して支払われる賃金(時間外割増賃金など)
- (4) 所定労働日以外の日の労働に対して支払われる賃金(休日割増賃金など)
- (5) 午後10時から午前5時までの間の労働に対して支払われる賃金のうち、通常の労働時間の賃金の計算額を超える部分(深夜割増賃金など)
- (6) 精皆勤手当、通勤手当及び家族手当



お知らせ



当事務所では、定期的に顧問先様の担当者の見直しを行っております。変更になります事業所様には、改めて担当よりご連絡させていただきます。変更により、顧問先様にはご迷惑をお掛けする事のないよう十分配慮いたしますので、今後ともどうぞよろしくご協力をお願いいたします。